

ガバナンスコードへの対応

本学は、日本私立大学連盟の策定した「私立大学ガバナンス・コード」に準拠し、自律的な大学運営、ガバナンスの強化と健全性の向上を推進しています。

https://www.shidairen.or.jp/topics_details/id=2527

進捗状況等については、次頁にありますようにご報告いたします。

2024年3月31日

〔第1.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

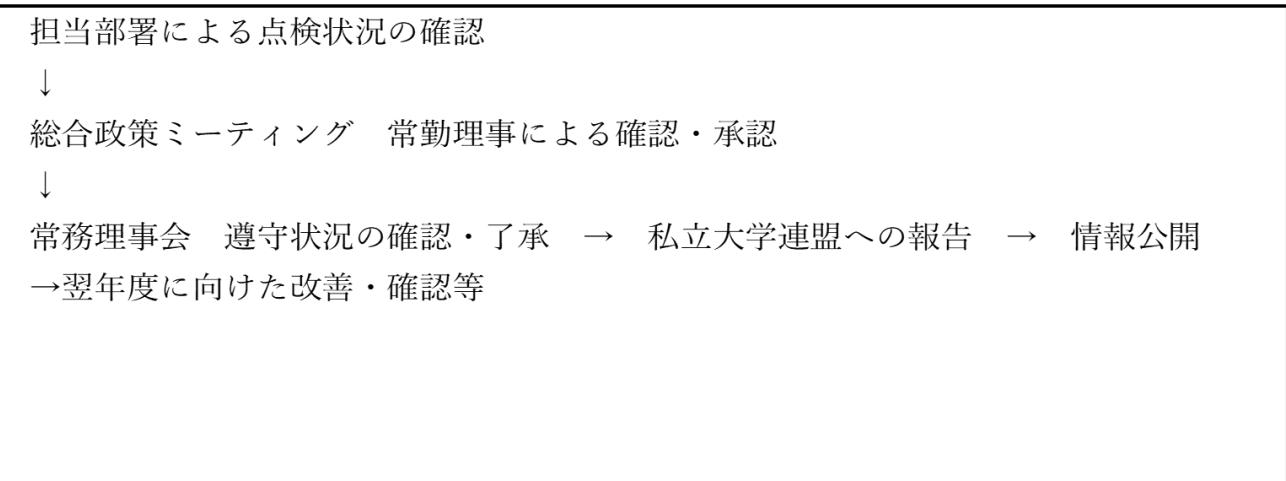
法人名	大正大学
法人代表者	柏木 正博
担当部署	法人企画課
お問い合わせ先	070-3158-0566

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守※」	1-1	「遵守※」
2. 公共性の確保	「遵守※」	2-1	「遵守不十分」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 繼続性の確保	「遵守※」	4-1	「遵守不十分」
		4-2	「遵守」

「遵守※」：下位の項目に達成できていないものがあるが、当該の原則を遵守していると判断した場合

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守※」
基本原則の遵守方法に 係る説明	本学は、第4期中期計画に基づき、ガバナンス機能の向上を図ると共に、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的等を明確に示している。第4次注記計画に基づく施策については、外部有識者による評価・検証も実施している。今後、KPIの設定・検証等の意思決定をしていく必要がある。

遵守原則1－1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守※」
エクスプレインの種類	一部もしくは全ての重点事項が達成できていないが、遵守原則の目的は達成できている
遵守原則の遵守方法に 係る説明	大学・学部・研究科の教育研究目的の明確化や情報公開を推進し、本学の建学の理念や新たな教育活動の取組みを明確・周知し、学生・教職員・社会・企業・行政・卒業生等への理解を得られるように、情報公開だけではなく、シンポジウムの参画等にも取り組んでいる。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守※」
基本原則の遵守方法に係る説明	本学は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、アントレプレナーシップ、データサイエンス、学融合等の新たな教育活動を通じて、また地域にとって有為な人材を育成している。また、全国規模の地域連携や巣鴨地域への貢献活動も推進している。

遵守原則 2－1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守不十分」
エクスプレインの種類	重点事項が達成できておりらず、遵守原則の目的の達成も不十分である
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学は、建学の精神に基づく教育ビジョン「4つの人となる」を示し、人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成してきた。昨今の急激な社会の変化により、「地域人スピリット」、「新共生主義」等の新たな理念・方針を示しつつ、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化を、IR・FD活動を充実させつつ、推進している。国際交流については、コロナ禍により、オンラインの活用等の新たな試みを実施しているが、事業が中止ないし延期となっているため、社会情勢が落ち着いた際に、国際交流のアカデミックな意義づけについて検討・検証をする。

遵守原則 2－2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本学は、本学の運営理念、T S R 「5つの社会的責任」において、「特色ある地域貢献・社会連携」を掲げており、大学ホームページにも公開している。大学周辺地域（豊島区）との連携による地域活性化、東北地域（南三陸町）の地域再生支援、地域創生学部・地域構想研究所の設立とそれに伴う教育・研究活動を特色

ある地域貢献・社会連携に活かす等、地域・社会に貢献する人材を育てる首都圏文系大学としての取り組みを推進している。これらの方針については、大正大学の機能強化として、学内合意の下で強力に推進している。加えて、「すがもオールキャンパス構想」として、「巣鴨のまち全体が大正大学のキャンパス」を念頭に、地学連携・产学連携事業として巣鴨地域における教育・社会連携活動を推進している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に 係る説明	本学は、社会からの理解と信頼を確保するために、各種規程の整備、会議体による審議・承認等、常に法令を遵守するとともに、地域・企業・行政・学生・教職員・卒業生等の良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献している。

遵守原則 3－1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に 係る説明	社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、監査機能の向上及び監事機能の実質化を図っている。具体的には、内部監査室の設置や三様監査の実施、監事会議による監事間、監事と理事間の意見交換を実施している。監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場や監事監査チェックリスト等については、今後強化・推進していく。

遵守原則 3－2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に 係る説明	研究費の不正防止、管理・運営体制の確立のため、内部監査室による業務監査、研究費監査を実施し、監事、監査法人とも連携をしている。また、諸規程やガイドライン、研修会の開催により、不正防止やリスクマネジメントを行っている。

遵守原則 3－3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に 係る説明	本学は、教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るために、ホームページ、刊行物、動画等を通じて、積極的に情報を公開、継続的かつ時宜に適った情報公開を行っている。現在、全学的なDXの推進を図っており、プロジェクトの推進に伴い、情報の取り扱いや法令に対応した情報公開等をより積極的に実施していく。

基本原則「4. 繼続性の確保」

遵守状況	「遵守※」
基本原則の遵守方法に 係る説明	学校法人、大学、学部・研究科が自律的な運営をできるように、各種規程や体制の整備を推進している。また、資産運用、補助金等により財政基盤の安定化、経営基盤の強化も推進しており、安定的な運営を行っている。

遵守原則 4－1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守不十分」
エクスプレインの種類	重点事項が達成できておりらず、遵守原則の目的の達成も不十分である
遵守原則の遵守方法に 係る説明	教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努めている。大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図るために、常務理事会・総合政策会議・監事会議等の会議体を設置し、常勤理事会間の意見交換・情報共有も実施している。教学面では、大学院委員会・代議員会・教学運営協議会という常設の会議体を設置し、役割・権限・責任を明確にしている。その他、情報化(DX)の推進により、政策の執行状況・伝達状況の効率化を推進していく。評議員のあり方については、私立学校法の改正等の情勢を見て検討していく。

遵守原則 4－2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に 係る説明	教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努めている。外部資金については、産学連携、自治体との連携による受託研究事業の実施や文部科学省等の競争的資金の獲得に努めている。また、地域に貢献する「地域人」を育成するための寄附金等の特色ある寄附活動等を実施している。危機管理体制については、マニュアルやフローを整備し、教職員・学生に周知している。